

(参 考)

保護者 様

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザの出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となっています。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

【登校・登園停止期間例】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
	<b>発症</b>	← <b>発症後5日間は登校できません</b> →							
例1	”	<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>			<b>登校可</b>		
例2	”		<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>		<b>登校可</b>		
例3	”			<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>	<b>登校可</b>		
例4	”				<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>	<b>登校可</b>	

※発症後何日目に解熱したかによって登校できる日が決まりますので、上表を参考にご覧ください。

## 治 癒 報 告 書

木曾養護学校長 様

部 年

児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
解熱日	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名

印